平成２１年（フ）第１７１６２号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目16―２
債務者　渡邉　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１６３号
東京都西東京市下保谷５丁目７―22―102
債務者　志賀　　博
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１６５号
東京都杉並区今川１丁目18―24―102
債務者　松井　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２４４号
東京都板橋区舟渡２丁目13―３―504
債務者　米村　聖二
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３２６号
東京都大田区山王３丁目６―27―514
債務者　本宮裕佳莉（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３３９号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平17―16
債務者　傳法　富雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３４０号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―１―1209
債務者　五十嵐欽也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３５９号
東京都豊島区北大塚１丁目15―17　ＴＯＰ大塚第４―401
債務者　鈴木　勝人
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３６０号
東京都板橋区坂下３丁目28―22島田方
債務者　藤本二三夫
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３６３号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷５丁目31―２―101
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３６４号
東京都練馬区練馬２丁目23―26―208
債務者　阿久津和将
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３６５号
東京都中野区弥生町２丁目20―13―403
債務者　瀧澤　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３７２号
東京都品川区南品川４丁目12―13―406
債務者　佐藤　栄二
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３８１号
東京都渋谷区恵比寿３丁目37―10―401
債務者　植村　優子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３８６号
東京都足立区東保木間２丁目23―１―201
債務者　川上　光夫
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３８８号
東京都大田区羽田１丁目４―５―404
債務者　東　　明子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部